

深川市農業委員会総会議事録

(第 6 回)

令和4年9月30日

開会 10時00分

閉会 10時15分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美	○	
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹		○
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第6回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和4年9月30日（金）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・佐藤主任・成田主事補 |
| 5 書記 | 成田主事補 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和4年度 第6回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日、山崎委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきまして、議事に入らせていただきます。

菊入会長

おはようございます。稲刈りが大分進みまして、私は一昨日終わりました。メム地区を車で移動しますと、そばが結構残っているように見受けられ、これから残っている分の収穫が始まるんだなと思っております。

さて、今月の14日から16日に東京の議員会館におきまして、国会議員に対し、水田活用の交付金の話を、中央会の会長、道農政部長など諸々のメンバーと一緒に話をしてきました。先生から聞いた話によると、農林水産省では、5年間の間で稲作をしない水田は外すという、当初のスタンスを変わず言い続けているとのこと、また先生方は、置かれている状況は把握しているし、与党としてもそれなりの対応は考えているとのこと、4年間あるのでそれまでには結論を出すと話していましたが、話を聞けば聞くほど口調が荒くなってしまいました、これから頑張ってもらいたいと思ひ激励をして帰ってきました。

ということで、まだ内容については、農林水産省の方では当初の予定通りそのまま進めたいとのこと、どこかで政治決着がされることを願いますが、中々良い返事は頂けないところでもあります。これからも、きちんと対応していく決意を一緒に行ったメンバーでしたところ、皆さんも何かありましたら、言っていただければ今後の対応の参考になりますので宜しくお願いします。

それでは、総会に入らせていただきたいと思ひますので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

1番 栗野委員、2番 高橋委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告、(1) 農業行政報告はありませんので、(2) 農業委員会業務報告を局長から報告します。

宮谷局長

8月29日の総会以降、本日の総会前までの主な業務につきましては、報告書の配布をもちまして、農業委員会業務報告とさせていただきます。以上です。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

(1) 農地特別委員会開催結果報告を大川委員長から報告願ひます。

(資料に基づき説明)

菊入会長	報告が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告のとおり承認します。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。はじめに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局から説明願います。
後藤会長	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は1件で、売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、令和4年9月1日で、あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局から説明願います。
成田主事補	農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受取り、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は2件で、新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局から説明願います。
佐藤主任	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をしましたのでご報告いたします。今月は4件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更のためです。番号1番、4番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、会長専決により「宅地」として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2—(1)—エの「農振地域の農用地区域外に所在する土地で、証明願地目と公簿地目が一致する場合。」に基づき、会長専決により「山林」として交付しております。番号3番は、農業委員会内規2—(1)—クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により「田」として交付しております。 説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p>
菊入会長	<p>次に、日程第5、議案に入ります。</p> <p>初めに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>ご説明いたします。記載の方々より農地法第3条の規定による農地の権利移転及び権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・譲渡人・譲受人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、譲渡人が耕作不能のため、経営拡大を図る譲受人に農地を贈与するものです。番号2番は、譲渡人が所有する農地を経営主である息子に贈与する、世帯内での権利移転の申請になります。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です</p>
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	次に、議案第2号 農業経営 基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画 作成の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。
後藤次長	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は2件で、番号1番、2番ともに売買の案件です。番号1番は、貸付地及び出し手の残地を、借主に処分するもので、資金対応はL資金です。番号2番は、北海道農業公社の農地売買等支援事業の早期売渡で、受け手は借入地取得により経営安定を図るもので、資金対応はL資金です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。

菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第2号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第3号 農地法 第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。事務局から説明願います。</p>
成田主事補	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたのでご審議をお願いします。農地所有適格法人の報告につきましては、農地法第6条第1項において、農地所有適格法人は農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならないこととされており、さらに農地法施行規則第58条第1項では、毎年事業年度の終了3ヵ月以内に農地又は採草放牧地の所在地を所管する農業委員会に提出しなければならないとし、農地法施行規則第58条第2項では、提出添付書類が定められております。また、農地所有適格法人の確認すべき要件として、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、「農作業従事要件」の5つの要件があり、農地法により定められた要件を満たすことが農地所有適格法人の絶対条件とされています。農業委員会では提出された報告書と添付書類により、要件を満たしているか把握し、要件が満たされていない法人に対しては、指導を行うことと定められております。報告のありました法人数は4件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これら4法人については、いずれも要件の全てを満たすと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p>
菊入会長	<p>(「なし」という声あり)</p> <p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
菊入会長	<p>(「異議なし」という声あり)</p> <p>それでは異議なし、ということで議案第3号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します</p> <p>(総会終了 10時15分)</p>